

平成27年土佐市議会第2回定例会 質問事項

- 質問1 県道土佐伊野線、東町西、複合文化施設（建設予定）周辺の排水状況について
- 質問2 声の広報の発信拡充について
- 質問3 あったかふれあいセンターについて
- 質問4 ジェネリック医薬品（後発医薬品）の普及について
- ・国民健康保険・保険者として
見解・現状・取り組み
 - ・市民病院
見解・現状・取り組み
- 質問5 不登校について

平成27年6月15日（月曜日）午前10時開議

5番議員（野村昌枝君）

質問1

県道土佐伊野線、東町西、複合文化施設（建設予定）周辺の排水状況について

議長の許可がありましたので、通告順に従いまして質問いたします。

まず1番目は、県道土佐伊野線、高岡町東町西、土佐市複合文化施設建設予定地周辺の排水状況について、お尋ねします。

雨の季節を迎え、これから集中豪雨などによる洪水や排水が問題となってきます。学校給食センター北側の側溝は、大雨時は氾濫しており、この側溝は鎌田井筋からの流入しているのでは、それから考えても氾濫するのは免れない状況です。

一方、高岡町東町西周辺の排水が懸念されたことから、度重なる要望を受けて、管理者である中央西土木に対し、地域及び個人的に実態を伝え、改善要望をしてまいりました。

ときには、度重なる要望に応え浚渫をしていただきましたが、十分に改善ができていない実態です。

市民の方からは、バキュームだけでなくこの道路の下には下水管が設置されているのにどうなっているのかとの訴えもあり、過去、行政にお尋ねした経過もあります。私は、経過の中で、高岡第一号都市下水路については疑問の払拭はできていません。また今後質問していきたいと思っております。

先日、第3回複合文化施設基本構想策定委員会を傍聴しました。そのとき、委員の先生より高岡第一小学校の排水が悪く複合文化施設周辺の排水問題のご意見があり、その中で私は学びをいただきました。この際、県道土佐伊野線周辺の排水問題を検討いただく機会であると考えます。

そこで、県道土佐伊野線、高岡町東町西、複合文化施設建設予定地周辺の排水状況について、お尋ねいたします。

議長（中田勝利君）

野中建設課長

建設課長（野中正明君）

野村議員さんからいただきました県道土佐伊野線、高岡町東町西及び土佐市複合施設建設予定地周辺の排水状況等について、お答えをいたします。

現在、中央公民館の西側を南北に縦断する県道土佐伊野線及び高岡町東町西の周辺市道における雨水等の排水状況は、県道に布設されている高岡第一号都市下

	<p>水路及び愛聖保育園横の野田川に流出されております。</p> <p>近隣の被害実態としては、昨年の台風や集中豪雨時の際、給食センター前の交差点において集水柵や水路から溢水し、これにより県道の冠水や歩道脇の店舗への流入の危険性が発生をいたしました。</p> <p>被害実態を踏まえ、道路管理者の県中央西土木事務所との対策協議において、交差点部の溢水を都市下水路へ放流することが可能であれば、状況が改善されるとの案が示されました。</p> <p>現在、建設課においては、高岡一号都市下水路の流量実態調査を実施いたしております。今後は、この調査結果を基に、県道路管理者と改善策を協議したうえで、現状の改善に努めてまいりたいと考えております。</p> <p>以上、ご答弁申し上げます</p>
議長（中田勝利君）	野村昌枝さんの2回目の質問を許します。
5番議員（野村昌枝君）	<p>丁寧なご答弁ありがとうございました。</p> <p>建設課長は通告後、もう速やかに、早速、所管の県中央西土木の課長と現地を見ていただき、ほんとにありがとうございました。住民の方も感謝しておりました。</p> <p>これから実態調査を踏まえまして、建設課としましては、県中央西土木と協議して溢水対策を取りまとめたうえで、解消いただくということでございますので、よろしくお願いたします。よろしく、よろしくお願いたします、1問目の質問を終わります。</p>
議長（中田勝利君）	野村昌枝さんの2問目1回目の質問を許します。
5番議員（野村昌枝君）	<p>2問目の質問をします。</p> <p>2問目は、「声の広報の発信拡充について」、お尋ねいたします。</p> <p>質問2 声の広報の発信拡充について</p> <p>視覚障害をもたれている方への情報保障の観点から、声の広報をお届けしませんか。平成23年3月議会質問しました。そのとき課長は、土佐市には網膜色素変性症を含む視覚障害の方は79名います。音声による広報実現に向けて、調査・検討してまいるという答弁をいただきました。</p> <p>その後、平成24年11月12日、早速アンケート調査を施行していただき、平成25年2月にはCDを委託されて、希望者には音声広報が届けられております。私は、この温かい行政に心から感謝しております。</p> <p>先日、土佐市広報のCDは楽しみです。議会だよりもぜひお願いしてほしいという要望もありました。私も声の広報の拡充は大切だと思います。地域生活支援事業を利用すると、国2分の1、県・市がそれぞれ4分の1の財政負担でできると思います。そこで、市長に声の広報の拡充について、お尋ねいたします。</p>
議長（中田勝利君）	板原市長
市長（板原啓文君）	<p>野村議員さんからいただきました声の広報の拡充についてのご質問に、お答えを申し上げます。</p> <p>まず、市広報紙の取り組みでございますが、議員さんからもご紹介ございましたけれども、平成24年度に、視覚障害者67名の方に希望調査を行いまして、平成25年2月号の広報から希望者の方にCDを郵送でお届けしております。</p> <p>このCDの内容といたしましては、広報紙の内容を全て録音しているわけでは</p>

	<p>なく、日常生活で必要な内容などを抜粋をして毎月原稿を作成し、よさこいケーブルネット株式会社にて録音を行っていただく形で作成いたしております。</p> <p>このように、毎月の市の情報や、その他の日常生活におけます様々な情報を、視覚障害者の方にお知らせ、提供することは、その方たちの生活に大変有意義なものになると思っております。私といたしましては、今後におきましても、声の広報の拡充等、広く多くの市民の皆様へ情報提供できるような施策には、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。</p> <p>そこで、ご質問の中にありました議会だよりについてでございますが、当然、議会としてのご判断が先決であるところでありますが、ご案内のとおり議会の内容につきましては、ここにもありますが、ICレコーダーで録音をされまして、それを文字起こししてその会議録をベースに議会だよりが編集されているところでございます。したがって、発想を変えればですね、このICレコーダーの録音を余分な部分をカットして、編集することで、まことに臨場感のあふれる生の議会だより、CDがですね、簡単で大変安価にできるような思われます。こうしたことも一つの方法ではないかと存じておるところでございます。今後、進展に際しまして、ご一考賜ればと存じております。</p> <p>蛇足も申し上げましたが、障害をもっておられる皆さんへの対応には一層意を用いてまいりたいと存じますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。</p>
議長（中田勝利君）	野村昌枝さんの2回目の質問を許します。
5番議員（野村昌枝君）	<p>市長より非常に具体的にご答弁をいただきまして、生活に有意義な、生活を送っていただくために、声の拡充を広くくださるということですので、議会の件につきましては、議会だよりの、政治にもやっぱり視覚障害をもつての方にも関心をもっていたきたいですけれども、またこれは、議会の方にゆがみのない声の広報の取り組みにつけて提案してまいりますので、本当にありがとうございました。</p> <p>これで、2問目の質問を終わります。</p>
議長（中田勝利君）	野村昌枝さんの3問目1回目の質問を許します。
5番議員（野村昌枝君）	<p>3問目の質問をいたします。「あつたかふれあいセンターについて」。</p> <p>土佐市にもやっと2番目にできつつあります、あつたかふれあいセンターについて。最近、市民の方や介護保険事業者の方からご意見をいただきました。私は、あつたかふれあいセンターは、共生の場所であり、一般に多く裾野を広げて参加していただき、支え手をつくっていくことが大切であると考えております。</p> <p>そこで質問します。まず1点、あつたかふれあいセンターを介護保険事業所に委託する理由は何ですか。2点目、社会福祉協議会、ボランティア団体、民間企業など、委託先を広く公平に検討されましたか。委託料はいくらですか。随意契約にした理由についてもお尋ねいたします。以上です。</p>
議長（中田勝利君）	岡林長寿政策課長。
長寿政策課長（岡林輝君）	<p>野村議員さんからいただきました「あつたかふれあいセンターについて」のご質問に、お答え申し上げます。</p> <p>まず、1点目のご質問、あつたかふれあいセンターを介護保険事業所に委託す</p>

	<p>る理由は何かについて、お答え申し上げます。あったかふれあいセンター事業につきましても、高知県の補助金を活用し事業を行っており、高知県あったかふれあいセンター事業費補助金交付要綱第4条に、市町村からの受託団体について、事業を適確に遂行するに足る能力を有すると認める団体等を受託団体とし、具体的には、1 社会福祉法人、2 民間企業、3 特定非営利活動促進法第2条第2項の特定非営利活動法人、4 その他の法人等が挙げられております。このたびの委託先につきましても、当該規定に基づく特定非営利活動法人に該当するものと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>続きまして、2点目のご質問、社協、ボランティア団体、民間企業など委託先を広く公平に検討されましたか。委託料はいくらか。随意契約にした理由についてお尋ねしますにつきましても、お答え申し上げます。</p> <p>本事業の実施に当たりましても、高知県あったかふれあいセンター事業費補助金交付要綱第7条に規定された、一般競争入札、指名競争入札、随意契約の方法のうち、随意契約にて契約を締結しております。</p> <p>事業の趣旨及び地域福祉に関わる内容である点から、社会福祉法人土佐市社会福祉協議会に対して事務レベルでの協議を行いました。現体制での実施が困難であるということから、その他の団体からの選定を行いました。あったかふれあいセンターにつきましても、小規模多機能支援拠点活動に加え、地域福祉活動等を目的としていることから、その趣旨に沿った事業実施が期待でき、かつ実績がある団体等については、土佐市内において現段階ではNPO法人地域福祉サポートあ・とむ以外に該当がないとの結論に至りました。</p> <p>当該法人は、事業内容といたしまして、介護保険法に関わる事業のみでなく、障害者や高齢者などへの相談事業や権利擁護の推進に関すること、福祉サービスに関わる人材育成、福祉サービスの調査研究、地域支援等に幅広く取り組みも行っております。また、地域貢献への意識も高く、専用スペースにて赤ちゃん・母親の多世代等交流など積極的に行うなど、本事業の趣旨に沿った運営を行っていることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき随意契約といたしました。</p> <p>また、委託料につきましても、1,365万4,851円となっております。本事業は高知県の補助事業であり、補助対象経費につきましても、高知県あったかふれあいセンター事業費補助金交付要綱に記載されている経費に限定されており、補助事業完了後実績報告書に基づき精算することとなっております。確定額を算出し、確定額が既に支払いを受けている概算払い合計額に満たないときは、その差額を発注者に返還するものとなっておりますので、議員の皆様におかれましても、ご理解、ご協力のほどよろしく お願い申し上げます。</p>
議長（中田勝利君）	野村昌枝さんの2回目の質問を許します。
5番議員（野村昌枝君）	<p>私は、これは3月の予算のときに、確かこういう質問をした経過、覚えております。あったかふれあいセンターをつくるので、という予算が計上されたときに、私はこれはどこへつくるんですかっていうふうに尋ねました。そのとき担当の方からは、東町ですって言われたので、私は東町にそんな適当な家があるのかな、それとも社協かなっていうふうに考えて、今考えると、そのときにもう少し深い説明をいただければよかったなっていうふうに後悔しています。</p>

社会福祉協議会、シルバー人材センター、商工会など地域の活性化も含めて地域団体もあります。共生の拠点ですから、そんなに難しく考えることはないと思っております。多くの団体ができます。私は要綱も全て目を通しました。ほかの市町村の傾向も見ております。事業所を批判しているのではないですよ、これは。よくやられてる事業所。事業所批判ではありません。行政の考え方について、お尋ねをしているところですので、その辺は誤解のないようにしてください。

NPOは、市民活動をよくしているとはいえ、介護事業所です。県下的に介護事業所にあつたかふれあいセンターを委託しているところは、土佐市以外には数少ないでしょう。多くは社会福祉協議会ですよね。最近は保育所だって委託しております。長寿政策課は、仕事の内容から事業所の接点が多くあります。介護事業所と協力・連携は必要ですが、事業所はそれぞれの思いで皆さん頑張っていていただいております。それぞれの立場でいろいろなご意見をいただきます。厳しいようですが、行政が疑惑を持たれるようなことはしてはいけません。そういうふうになってはいけません。そういう意味で、岡林 課長も頑張っていていらっしゃるけれども、私はいろんな市民の声をもとに質問を組み立てました。

介護保険者として、広く偏りのない行政を強くお願いしておきます。この4月から要支援1・2が介護保険から外れます。市が認めれば介護保険料より安い事業で地域支援事業の対象となります。

ここで、議場で確認しておきたいと思えます。あつたかふれあいセンターは、子供、お年寄りなどが、対象は広いですが、地域支援事業受け皿の対象に認めるのか、確認させてください。たぶん課長は子供も大人もいるから、子供もみんないるからそんなことはないとおっしゃるかも分からないけど、きちっと明確に議場で地域支援事業の対象ではありませんという、明確な答弁をいただいております。あればですよ、すると言われるのなら、それで結構ですけど。ま、小規模、多機能支援拠点目的と課長は言っていましたけど、あつたかふれあいセンターの機能には12もあると思えますよね、課長の考えている多機能というのは何を想定されていますか。

私は随意契約については、あつたかふれあいセンター要項により随契されていることは十分理解しております。法令も十分理解しております。合法的にやらなければいけないし、6月に入り契約、委託決定したとは言え、しかし、県に2月交付申請様式を提出したときには、事業者は書かれていませんが、現委託事業者について聞き取りした内容は、任意の様式に記録し、一緒に残していますという県担当者の説明でした。だからもう既に2月の県やヒアリングの時点で、随意契約は進行しております。

受け手はおらん、入札にはならんとよく言われますが、広く広報することは基本です。特に今から地域福祉は多くの方に担っていただいて、ということが基本となると思えます。そんな専門職ばかりにお願いしなくても、私は十分、長寿政策課でやられてるボランティアの講座、その内容のレベルで十分だと思います。一般的に無難に間違いのないっていう行政の気持ちは私は分かりすぎたうえで、あえて言わせていただいております。その気持ちは十分分かります。

	<p>随意契約にたぶんなったのは、そういうあれもあるとは思いますが、でも、みんなね今、地域の方は何かね、あればというふうには結構、皆さんいい人材もありますから、広く今後はやっていただきたいという強い思いです。まだ、この事業は広がると思いますので。また随契とかいうふうにならなくて、皆さん多くの人に公平に広報はしてあげてください。それでなければ、仕方がありません。</p> <p>それで、お尋ねします。さっき答弁いただきました随意契約1, 365万の内訳、そしてその後、きちっと委託契約をされて、変更申請を県の方にしていますよね、この申請額の内容。そしてその内訳ですね、これも教えてください。皆さんに知っていただきたいと思います。</p> <p>介護保険事業所が、私は一番懸念するのは、これは福祉の専門的な人に相談すると、そんなことしなくてもいろんな手立てがあるのになら、私の頭の中でも考えてみました。反対するばかりじゃありません。シルバー人材センターにだってお願いして、少しの研修をして受けていただいてドラゴン広場を活用するとか、そういうふうないろんなね、手法がね、多々、地域福祉の中にはあると思いますので。その方もおっしゃってられました。どうして土佐市はそんなに、NPOとはいえ、どうして介護保険事業者に利用するんかねって、お願いするんかねって。利用者を、それはデイサービスをやっているところならばですよ、利用者を継続確保するための囲い込みを行政自ら助長することにはならないかなと、私は心配するところです。以上。</p> <p>そうそう、もう1点。それとその契約内容ですね、それについて、これは伝えてなかったけど、頭の中に課長入っていると思いますので、年ですね、契約の内容の。細かくは聞きません。どういう年数で契約してるか。以上、お尋ねいたします。</p>
議長（中田勝利君）	暫時休憩します。
<p style="text-align: center;">休憩午後2時30分 正場午後2時33分</p>	
議長（中田勝利君）	<p>休憩前に引き続き会議を開きます。</p> <p>岡林長寿政策課長。</p>
長寿政策課長（岡林輝君）	<p>野村議員さんからいただきました2回目のご質問に、お答え申し上げます。</p> <p>まずはじめに、地域支援事業の対象となるのかという部分でございますが、この部分につきましては、本事業につきましては、土佐市に住所を有する全ての方が年齢や障害の有無にかかわらず、誰もが気軽に集い必要なサービスを受けることができる拠点整備ということでございますので、地域支援事業ということで実施をいたしますと介護保険法に基づくものということで、利用者の方が高齢者の方に限定されてしまうおそれがありますので、現段階では地域支援事業での実施は考えておりません。</p> <p>続きまして、委託料の内訳につきましては、高岡地区に今年度開所予定している土佐市あつたかふれあいセンター事業の契約金額につきましては、先程申し上げましたように総額で1, 365万4, 851円となっております。内訳といたしましては、コーディネーター1名、スタッフ2.5名の3.5人役の職員人件費といたしまして、740万5, 582円、その他経費といたしま</p>

	<p>して624万9,269円となっております。なお、その他経費の内訳といたしましては、まず運営費として福利厚生、報償費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、工事請負費で565万5,269円、また機能強化・拡充費として備品購入として59万4,000円での構成となっております。</p> <p>また、県に変更申請を行いました内容につきましては、当初7月1日からの開所予定で7月からの委託ということで準備をしておりましたが、実施場所の民家の改修が必要になったことから一月前倒しをすることによる人件費の増額分、78万8,424円とその他運営費の方でエアコンの購入費で若干減額が生じたので、この部分が5万4,136円ということになっております。</p> <p>続きまして、介護保険事業所が利用者を継続確保するための囲い込みを行政自ら助長することにはならないかについてございますが、本事業は土佐市に住所を有する全ての方が年齢や障害の有無にかかわらず誰もが気軽に集い、必要なサービスを受けることができる拠点を整備し、地域ニーズの把握や課題に対応した小規模多機能支援拠点としての活動に加え、要配慮者の見守りや生活課題に対応した支え合いを行う地域福祉活動の推進を目的としております。このことから、利用者の囲い込みにつながるとは考えておりませんが、適正な事業運営がなされるよう指導・助言を行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>続きまして、契約内容でございますが、契約内容につきましては別途仕様書で集いと訪問は必ずやっていたとということと、それとボランティアの養成等も含めまして、そこをお願いをするということでの内容となっております。詳細につきましては、手元に資料を持ち合わせておりませんので、分かっている範囲ではその形になります。</p> <p>それから最後に、事業所選定に当たっての部分でございますが、公平・公正を期することは当然のことでありまして、今後は高知県と協議をしながら公募等、選定方法について検討を行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>以上、ご答弁申し上げます。</p>
議長（中田勝利君）	野村昌枝さんの3回目の質問を許します。
5番議員（野村昌枝君）	<p>それぞれに答弁いただきました。</p> <p>新たな地域支援事業としては、対象外とするということですので、ちょっと安心しました。それで、この内訳なんですけど、たぶんこれは7月、たぶん契約をしたのが6月ですか課長、聞くところによると。そしたら、たぶん7月ぐらいかな予算の内訳だと思うので、それでこの80万というのは、そのさっき言った内容からいうと後の人件費、7月からで足らなかった6月分を足すということなんです。6月分は、まだ、お勤めをされてないけれども、準備が要るので80万、いや78万の人件費が要ることなんです、ね。ちょっと、ちょっと、その辺が甘いなあという気はしますけれども。</p> <p>それと、もう1点。市民の方は、先程内訳をお尋ねしたのはですね、たぶん住宅改修費がかなり額が張ってると思うんですよ。600万の中の大部分500万ぐらい、5・600万は、500万ぐらいは占めてるんじゃないですか。近所の方があんなに壊れかけた家を何であったかふれあいセンターにやって</p>

	<p>もらうのって言われるから、6月に 入って、私は今、今改修しましたから、そういう面では安心いたしました。まあ、 けど、こんな、あの、ね、そういうところに5・600万もかけてやってもらうのかな、 もっと検討の余地があったんじゃないかなっていうふうにもね、私は思いました。執行部の方、行政は空き家バンクに登録していたからというふうに言われるかも分かりませ んけど、市民の方は私のところに来られるには、あそこは確かインターネットで販売になってたような気がするけど、やっぱり貸したんですねっていうふうに言われてました。 それを私は、事実は知りません。だから、そんないろんな声が出ますので、今後につき ましては、まあ、あのぜひ、厳しい質問もしましたが、踏まえてやっていただきたいと 思います。</p> <p>で、あったかふれあいセンターはほんとにみんな待ちかねています。ほんとに地域の 皆さんのともにくつろぐ拠点となりますので、まだ、私は3月の予算のとき聞いたとき に高岡のまちよりももっと宇佐とかそういうところが、あの、ね、先に、先行されたら よかったになっていう思いを持ちながら予算のとき聞いておりました。ま、今後はそう いうところにもね、要項を見ると中学校区が一つというふうになっているから、自然的 にそういうところに整備されていくのかなと、ま、期待はしていますけれども。子供から障害をもたれた方、お年寄りまで、富山県で日本第1号でこのゆびと一まれっていうのができましたよね。そういうふうな東町の拠点も、そういう元気な拠点に期待いたしまして、私は、課長には厳しい質問ですけれども、ほんとにね、一生懸命頑張っているのは認めたくえで、叱咤激励のつもりで質問をいたしました。</p> <p>3問目の質問は、以上で終わります。</p>
議長（中田勝利君）	野村昌枝さんの4問目1回目の質問を許します。
<p>5番議員（野村昌枝君）</p> <p>質問4</p> <p>ジェネリック医薬品（後発医薬品の普及について</p>	<p>4問目の質問をします。ジェネリック医薬品の普及について。</p> <p>厚生労働省は平成24年度医療費は、一人当たり30万7,500円、総額39.2兆円。6年連続で過去最高を更新と発表しました。</p> <p>少子高齢・人口減少が進展する中で、世界に誇る国民皆保険制度を将来にわたって維持していくことに大きな懸念が生じております。</p> <p>先日の土佐市行政報告では、5月27日時点で、国保特別会計の2014年度決算見込みは、1億883万円の単年度赤字。累計は2億9,482万円の歳入不足が見込まれ、医療費増の一方、景気伸び悩みなどで歳入は減額となっており、同日付で15年度の歳入を繰上げ、14年度歳入に充てる専決処分を行った。6年連続で繰上げ充用をしなければならない厳しい状況との報告でありました。これが新聞に出たときは、私は友達の議員から、あんたら、あの、そんなに繰上げを6年もやって無責任なことでもいいのかねって、私はお叱りを受けましたけれども。ま、これは市長の方で何かいいお考えをしていただくように、また今後提案をしてまいりたいと思います。</p> <p>国は、増加の一途をたどる医療費の伸び抑制を目指して、様々な施策が図られております。その一つに後発医薬品いわゆるジェネリック医薬品の推進があります。薬にかかる費用を安くできれば患者の負担も安くなります。価格の安いジェネリック医薬品の普及率を2020年度末までに80%以上にする。厚生労働省は経済財政諮問会議で新たな目標を発表しました。達成できれば医療費</p>

	<p>を1兆3,000億円削減できると言われています。</p> <p>増大する医療費に悩む先進国を中心に世界各地で利用が広がり、米国普及率は9割で、ドイツも8割を超えています。日本では、普及率は5割に満たない状況です。</p> <p>ジェネリック医薬品の推進について、2点お尋ねいたします。まず、1点目は、国民健康保険・保険者として、見解・現状・取り組み。2番目に市民病院における、見解・現状・取り組みについて、お尋ねいたします。</p>
議長（中田勝利君）	岡本市民課長。
市民課長（岡本久君）	<p>野村議員さんからいただきましたジェネリック医薬品の普及についてのご質問に、お答えいたします。</p> <p>最初に、ジェネリック医薬品の普及への見解についてお答えいたします。国民健康保険におきましては、被保険者の高齢化や医療の高度化が進み医療費は年々増加となっており、今後も増加が見込まれます。平成25年度の本市の一人当たり医療費は約39万1,000円で、県内14位、11市の中では2位となっており、県平均の約37万6,000円を上回っています。歳出の約7割を保険給付費が占めており、国保財政の健全化のためにも、医療費の伸びを抑えることが必要であると考えます。</p> <p>後発医薬品、いわゆるジェネリック医薬品は、先発医薬品の特許が切れた後に医薬品メーカーが製造・販売する医薬品で、厚生労働省から、先発医薬品と同じ有効成分を含んでおり同等の効能や効果が得られると認められたものです。開発費用が安く抑えられることから、先発医薬品に比べて価格が安くなっています。このため、ジェネリック医薬品の普及は、被保険者の自己負担額の軽減や、医療費の抑制につながるものと考えます。</p> <p>次に、ジェネリック医薬品の普及の現状、取り組みについてお答えいたします。議員さんのご質問にもありましたが、厚生労働省は、ジェネリック医薬品の普及率を平成32年度末までに80%以上に引き上げる新たな目標を設定しました。国保被保険者の高知県における普及率は平成27年1月診療分で50.39%、土佐市は45.67%にとどまっています。</p> <p>本市では平成22年12月から、40歳から74歳の方を対象に、ジェネリック医薬品を利用した場合の差額通知を実施しており、切替え者数の割合は74.13%、差額通知の実施による処理費用を除いた削減効果額は、本年4月通知分までの累計で約5,600万円となっています。本年度は削減効果額の更なる増額を図るため、6月通知分から対象者を全年齢に拡大し実施することとしています。</p> <p>ジェネリック医薬品を利用していただくことは被保険者の自己負担が軽減されるとともに、医療費の抑制にも期待できるものと考えますので、今後におきましても、ジェネリック医薬品の普及促進に積極的に取り組んでまいりますので、議員各位におかれましてもご協力を賜りますようお願い申し上げます。</p>
議長（中田勝利君）	西村病院事業管理者。
病院事業管理者（西村武史君）	<p>野村議員さんから私にいただきましたジェネリック医薬品（後発医薬品）の普及について、ご質問にお答えを申し上げます。</p> <p>最初に後発医薬品の普及への見解について、お答えをいたします。後発医薬品</p>

は、先発医薬品と治療学的に同等であるものとして製造・販売が承認され、一般的に、開発費が安い、抑えられていることから、先発医薬品に比べて薬価が安くなっています。

このため、後発医薬品の普及は、患者負担の軽減、医療保険財政の改善に資するものと考えられますが、日本の後発医薬品の数量シェアを欧米先進国と比較しますと、平成22年の後発医薬品シェア、数量ベースの比較ですが、日本は23年のデータですが、約40%に対し、ドイツ82%、イギリス73%、アメリカ91%となっています。

さらに日本は2年後の平成25年度には46.9%と1.2倍増加したものの、まだまだ欧米先進国の主要国と肩を並べるところには至っていません。その理由の一つに、医療関係者の間で、後発医薬品の品質や情報提供、安定供給に対する不安が払拭されていないということが考えられます。

こうした状況を踏まえ、厚生労働省は平成25年4月に後発医薬品の更なる使用促進のためロードマップを策定し、その中で平成30年3月末までに、後発医薬品の数量シェアを60%以上とするという目標を掲げ、後発医薬品の使用促進のための施策に積極的に取り組んでいますことは評価しています。

次に、ジェネリック医薬品、後発医薬品の普及の現状について、お答え申し上げます。26年度診療報酬改定で後発医薬品の一層の推進のために、DPC包括対象となる医薬品、入院中の処方などとDPC包括対象外の医薬品、退院時処方と手術中使用薬剤における後発医薬品の数量シェアに応じてDPC対象病院に国から付与される係数、機能評価係数Ⅱの7番目の新たな係数として追加され、その数量シェア60%を指数の上限とし、上限値の後発医薬品係数を0.013ポイントに引き上げ、更なる後発医薬品の普及を促進しています。当病院では、27年4月には経営浮揚策の一環として、医業費用対策委員会にジェネリック医薬品の活用向上対策分科会を発足させ、後発医薬品採用と後発医薬品の数量シェアの拡充に取り組んでまいりました。その結果、27年6月現在までの後発医薬品採用品目数は内服薬163品目、外用薬59品目、注射薬77品目、合計299品目となりました。

そこで、後発医薬品係数につながる後発医薬品の数量シェアは、前年度の10月から当年度の9月までの1年間の実績に基づき毎年係数が見直しされるシステムになっております。見直し後の後発医薬品係数は、翌年の4月から適用されます。したがって、27年度の後発医薬品係数は、25年10月から26年9月までの累積数量シェア26.6%に基づき後発医薬品係数は0.00061となります。27年4月から入院患者さん個々のDPC点数に後発医薬品係数0.00061を乗じて得た点数が診療報酬点数に加算されています。

そこで現時点は、28年度からの後発医薬品係数アップを図るため、26年10月から後発医薬品の採用拡充と使用数量の増加に取り組んでいます。過去1カ年の締切り期間である27年9月まで残すところ、あと3カ月となりましたので使用数量のアップにラストスパートをかけているところです。

そこで、26年10月から27年5月までのDPC病棟の数量シェアの現状についてご報告をさせていただきます。単月では26年10月37.9%、11月46.1%、12月46.2%、27年1月45.3%、2月45.7%、

	<p>3月47%、4月56.5%、5月72.1%で、累計では49.4%となっています。以上のように、後発医薬品数量シェアの拡充は着実に進んでいます。次に外来ですが、外来はDPC診療報酬が適用されていないので、後発医薬品係数の評価はありませんが、入院・外来を合わせた実質的な後発医薬品の数量シェアを把握するため算出いたしましたのでご報告いたします。単月では、26年10月で78.6%、11月77.6%、12月81.4%、27年1月74.3%、2月79.9%、3月82.7%、4月85%、5月85.9%で、累計では80.5%となっていて拡充が進行しています。</p> <p>また、入院・外来を合わせた実質的な後発医薬品の数量シェアは60.7%となっています。後発医薬品の普及は、患者負担の軽減、経営、医療保険財政の改善に有効であり、より一層の努力を傾注したいと考えています。以上が、後発医薬品数量シェアの現状であります。</p> <p>次に後発医薬品の普及への取り組みの状況について、お答え申し上げます。</p> <p>国は、後発医薬品の使用促進を更に強化するため、現行の数量シェア目標の達成時期を1年前倒しで、平成28年度までに60%以上とし、更にロードマップの見直しを視野に、平成32年度までに80%以上とする新目標を設定、それによる削減効果は平成32年度時点で、1.3兆円と意欲的な目標を設定しました。一方では、27年度末の数量シェアを踏まえ、前倒しで28年度の診療報酬で80%に引き上げるとの情報も飛び交っています。常に国の医療施策は前倒し、前倒しで激変しています。</p> <p>そこで、後発医薬品の数量シェアを80%とした際に、当然ながら後発医薬品係数も引き上げられると考えますが、その財源として医療機関別調整係数が28年度診療報酬改正で25%カットされ、更に30年診療報酬改正で残りの25%をカットされることは既に確定しています。その医療機関別調整係数のカット分は機能評価係数Ⅱの引上げ財源に充当されることになると思います。そのため、当病院では機能評価係数Ⅱの増加対策の一つとして後発医薬品の数量シェア80%をクリアし、後発医薬品係数の増点を図り、調整係数削減の影響分をカバーしなくてはならないと考えています。その対策で成果を収め、DPC病棟の診療報酬の減収を防がなければなりません。</p> <p>また、その努力が後発医薬品の数量シェアの拡大につながることで、医療費の減少が期待できます。より一層、後発医薬品の普及に努力したいと考えています。</p> <p>議員におかれましては、ご理解、ご支援のほどよろしくお願い申し上げます。</p>
議長（中田勝利君）	野村昌枝さんの2回目の質問を許します。
5番議員（野村昌枝君）	<p>それぞれに答弁ありがとうございました。</p> <p>保険者としましては、ほんとに国保運営、全国的に火の車で大変ですね。あの、22年から出している差額通知の、見ました。そしてまた、本年度から全年齢に広げていくということですね、ほんとに差額を見ても非常に分かりやすくいい取り組みだと思います。</p> <p>で、病院の答弁では、ほんとに大変だになってというのが、国のやり方も大変だになっていうのを、ちょっと怒るような気分にもなります。</p> <p>後発品の数量シェアに応じて加算係数を引上げ、更なる後発品の普及を促して</p>

	<p>いるということです。後発医薬品係数につながる数量シェアでは、前年度10月から当年度の9月までの1カ年を実績に基づいて毎年係数が見直しされるシステムになってるということですよ。</p> <p>後発医薬品は、平成26年10月から今年の5月まで、先程、管理者から言われましたけれども、数量シェア実績は入院が累計平均49.4%、外来が80.5%、入院・外来合わせて60.7%と非常に拡充されており、後発医薬品の普及は患者さんの負担の軽減、医療保険財政の改善、病院の健全運営にも有効であり、引き続き努力をしたいという答弁でした。</p> <p>先日の高知の社説には、ちょっと安全性の件も、ちょっと触れた社説が載っておりますね。それからTPPの件も載っててちょっと気になりました。</p> <p>ま、答弁内容から病院も本当に大変で、国の後発医薬品の推進は、ちょっと私は過激的なようにも感じます。それだけ、ま、医療費の高騰によって国民皆保険の維持が懸念されているということなのかなっていうふうには思いますけれども。</p> <p>一方、TPPの知的財産分野では、ちょっと私は高知新聞の社説に数行書かれてたので、昨日全部を検索してみました。一つだけの検索では間違うと思って分析してみると、どの部分にも同じことが載せられているので、これは私たちには知らされていない、私が不勉強な点なのかも分かりませんが、TPPで知的財産分野、薬の特許が焦点になっているそうです。そして、米国は開発した新薬特許の保護の強化、新薬の特許の期間を長く認めるということでしょうか。日本もそれに同調するかも。新薬の保護が強まれば後発医薬品は打撃を受けます。現在の医療制度を守るには、安く手に入る後発医薬品の利用が欠かせません。しかし、TPPの動きはそれと逆行する可能性もあります。薬の価格を押し上げ、患者さんに負担がいくという報道もあります。今後これは注視していく必要があると思います。</p> <p>国の後発医薬品の推進は先程も過激的と言いましたけれども、市民病院もその中でいろんな理念をお持ちで推進してるとお思いますので、病院としてどのような理念を持たれて推進されているのかをお尋ねしまして、私は理念をお尋ねして、4問目の質問は終わりますので、理念の方をお願いいたします。</p>
議長（中田勝利君）	西村病院事業管理者。
病院事業管理者（西村武史君）	<p>野村議員さんからいただきました2回目のご質問に、お答え申し上げます。</p> <p>1回目の答弁でも触れましたが、厚生労働省は、後発医薬品の更なる使用促進のためロードマップの見直しを視野に、平成32年度までに後発医薬品の数量シェアを80%以上とする新目標を設定いたしました。</p> <p>日本は欧米と比べますと、ジェネリック医薬品があまり浸透していませんが、その理由の一つに、日本と欧米では医療事情が全く違います。例えば、アメリカでは医療保険が極端に限られていまして莫大な医療費が請求されます。そのため、少しでも安いジェネリック医薬品が浸透しているものです。これに対し、日本は医療保険制度が欧米に比べ充実しています。少なくとも薬を受け取るだけで何万円も請求されることは減多にありません。</p> <p>しかし、日本の年間の国民医療費は30兆円を超え、2025年度には年間50兆円を超えとの試算も発表され、医療費は高騰し続け、医療保険財政がひ</p>

	<p>っ迫しています。</p> <p>この根本的対策には別の視点があるかもしれませんが、膨らみ続ける医療費に対して、医療費抑制に貢献する薬として注目されているのが後発医薬品です。日本の国民皆保険が世界から注目され研究されていますように、日本も欧米諸国の良いところは取り入れ医療保健財政の改善に資すべきと考えてます。</p> <p>ところで、1回目の答弁で、後発医薬品の浸透しにくい要因は、医療関係者の間で、後発医薬品の品質や情報提供、安定供給に対する不安が払拭されていないことに触れましたが、もう少し説明を加えさせていただきます。先発医薬品の承認申請には、発見の経緯や外国での使用状況、物理的・化学的性質や規格・試験方法、安全性など20を超える資料を提出する必要があります。これに対し後発医薬品は、有効性・安全性については、既に先発医薬品で確認されていることから、安定性試験・生物学的同等性試験等を実施して基準をクリアすれば製造承認がなされます。一方、承認申請時に必要な書類は、規格及び試験方法、加速試験、生物学的同等性試験のみであり、数項目の試験が免除されていることを問題とする意見もあります。</p> <p>また、医薬品の4種類の特許のうち物質特許・用途特許は特許期間が切れた後も、製法特許・製剤特許の有効期間が残っている場合が多々あります。その場合には薬のコーティングに使われる添加物などを先発医薬品と同じくすることができなくて、他の添加物を用いなければなりません。それにより、先発医薬品と薬が吸収される速度や有効成分が分解される状態が異なり、薬の作用そのものが変わってしまう可能性があるとして、不安を払拭できない医師や薬剤師がいます。これは、先発医薬品に比べ後発医薬品の情報量が極端に少なく、それを問題とする意見もあります。これなどが全国的な傾向であり、浸透しにくい要因とも言われています。</p> <p>さて当病院ですが、全国的に情報が少ない中で、高知大学、高知県薬剤師会からも情報提供を受け、DPC準備病院になった平成22年度から後発医薬品の選考に取り組んでまいりました。その選定には薬剤師が中心に各科医師、事務所等を含めた、後発医薬品採用検討委員会を開催し様々な選考・評価基準を設け、厳選してきました。その主な選考基準としては先発医薬品との適応症の同等性はもちろん、副作用リスト、外観等による規格の同一性などの臨床データに基づく安全性の確保、そして流通の安定性、他医療機関の採用状況、県内外の出荷数量など供給の安全性の確保、そして臨床評価と経営への貢献度を見る先発品との薬価差額及び購入差益など、多角的な視点から選考を行い、現在も同様の手順でその採用数を伸ばしています。また後発医薬品の品質は改良され以前と、比べ物にならないほど向上しているとのこと。それなどの要因も相まって、今日の後発医薬品・採用品目数の増加及び数量シェアの向上につながった大きな要因と考えています。まだまだ道半ばですが、後発医薬品の更なる拡充により、患者負担の軽減及び膨張する医療保険財政の改善に資すよう努めてまいる所存でございますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長（中田勝利君）	ただいま5番野村昌枝さんの質問続行中ではありますが、ここで10分間休憩いたします。
休憩 午後 3時12分	

正場 午後 3時23分	
議長（中田勝利君）	休憩前に引き続き会議を開きます。 野村昌枝さんの5問目1回目の質問を許します
5番議員（野村昌枝君） 質問5 不登校について	5問目の質問をいたします。 「不登校について」。文部科学省による学校基本調査結果では、2013年度に全国で不登校だった小中学生は約12万人で前年より7,000人増えたと公表されております。様々な対策を講じているはずなのに、小中学生の子供たちに何かあるのではと疑問を持つところですよ。 また、子供の貧困問題が社会的にも大きくクローズアップされています。厚生労働省の去年の発表によると、12年の貧困の調査結果では、家庭の所得が少ないために貧困の状況にある17歳以下の子供の割合を示した、子供の貧困率16.3%と調査が始まった85年以降で最も最高と発表されました。 子供の貧困問題は、未来の社会に暗い影を落とすのではないだろうか、子供の政策として大切であり提案していかなければと考えております。 今、混とんとした社会、子供をとりまく環境が気になるところです。 土佐市の小中学校の不登校データでも増加傾向にあります。土佐市の不登校の現状と対応について、お尋ねいたします。
議長（中田勝利君）	国見学校教育課長。
学校教育課長（国見佳延君）	失礼します。野村議員さんのご質問にお答えさせていただきます前に、一言ご挨拶させていただきます。 今年から、学校教育課長として着任いたしました国見佳延と申します。土佐市の教育の向上のために微力ではございますけれども、全力を尽くして頑張っていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い致します。 (拍手) それでは、野村議員さんのご質問にお答えします。 土佐市立小中学校における不登校児童生徒についての現状と対応についてのお尋ねがございました。 まず、文部科学省の調査では不登校児童生徒とは、なんらかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しない、あるいはしたくてもできない状況にあるために年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いた者と定義しております。 本市の小中学校における不登校児童生徒数は、一昨年度の平成25年度は、小学校が10名、中学校が24名の計34名。昨年度、平成26年度におきましては小学校が10名、中学校が31名の計41名でございます。 また、その主な原因としましては、不安など情緒的な要因によるものや、無気力、親子関係をめぐる問題、家庭内の不和、非行によるものなどとなっております。 なお、平成24年度から昨年度までの不登校数の推移においては、増加傾向が見られておりますけれども、この原因としましては、平成24年度からの調査において、病気が主な理由で欠席し年間30日以上欠席となった場合も、学校長が不登校に類じるとした場合には、カウントに入れることとされたため、これまで病欠として扱ってきたものも加わったため、数が増えたものでござい

	<p>ますので、ご理解を賜りたいと存じます。</p> <p>次に対応、取り組みについてのお尋ねにお答えいたします。</p> <p>対応、取り組みとしましては、不登校の予防という観点と現に不登校となっている児童生徒への支援という、二つの観点からの対応・対策を講じております。</p> <p>事前の予防としましては、魅力ある学校づくりなどの取り組みを進めることで、全児童生徒が学校に進んで登校したくなる環境を醸成するなど、各学校において未然防止に努めております。</p> <p>また、休みはじめの児童生徒を早期に発見したり、早期に対応することで予防することを学校と連携して行っております。また、各学校においても、あたたかい学級づくりや仲間づくりの充実に取り組みとともに、家庭訪問を早期に行うなどの予防的な取り組みを行っております。</p> <p>次に、不登校児童生徒への支援としましては、教育研究所において、現に不登校となっている児童生徒の中で教育研究所の方に通所している子供たちへの学習支援や社会性を育むための様々な活動をととした教育的支援及び相談活動を行っております。</p> <p>今後も、各学校において、学校復帰に向けた柔軟できめ細かな支援等を継続的に行うことが重要と考えておりますので、学校教育課としましても引き続き支援を行ってまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。</p>
議長（中田勝利君）	野村昌枝さんの2回目の質問を許します。
5 番議員（野村昌枝君）	<p>課長からご答弁いただきまして、ありがとうございました。</p> <p>私は今回、不登校については質問を次回にしようと思ってたんですけど、高岡中学校の数字が非常に気になりまして、25年度・26年度を見ましたら非常に人数が多くなっていますので、これはどういうことなのかなと思って質問いたしました。</p> <p>あの、ずっとデータを見せていただきました。先程課長も述べていただきましたけど、土佐市立の小中学校における不登校児童生徒数は、平成25年度34名ですかね、26年度が41名。全国また高知県不登校児童生徒出現率も平均よりは若干高く出ておりますね。課長の答弁では、対応についても非常に予防対策をとられてる。そしてまた、教育センターの土佐市研究所のホームページを見てみましても、非常にいい取り組みをされてるし、相談活動もされてるし、支援もなさってるし、そしてまたいじめ、不登校、いじめなどの連絡協議会も設置されて活動をしておりますよね。と、思いますが、非常に現状であるというのは何なんかな。何なんだろう。</p> <p>で、行政報告でもありましたスクールソーシャルワーカーですかね、SSWを高岡中学校専門に置かれるようですが、多くの事例ではやっぱり、今まで当事者自身に問題があるとして、とらわれて、解決を、そういう視点もあられたと思います。土佐市の方では、ちょっと私、現地を今回調査してないので分かりませんが、一般論的に。それでやっぱり当事者のみに変わることを求めずに家庭、学校、そして家庭、学級・学校あるいは地域など、ほんとに子供の取り巻く環境をもう一回見直しして、行きにくさを感じる要因は何なのかをしっかりと見極めて、改善していくことが大切ではないかなというふうに思います。</p>

	<p>そのことは、スクールソーシャルワーカーさんの増やされた、いい機会ですので、もう少し勤務日数も増やされたらいいのではないかなっていうふうにも感じております。</p> <p>いろんな取り組みをされておりますけれども、土佐市は予防策、もっと課長さんが述べられたよりも、もう少しされているんじゃないかなっていうふうに思いますけれども。</p> <p>もう少し具体的に予防策について、お尋ねいたします。</p>
議長（中田勝利君）	武森教育長。
教育長（武森正憲君）	<p>野村議員さんからの、小中学校の不登校児童生徒への、具体的な予防策含めた取り組みということでございます。また、SSWの配置を含めてですね、お答え申し上げたいと思います。</p> <p>まず、具体的な取り組み内容としましては、先程、学校教育課長が申しあげましたように、不登校の予防、そして現に不登校となっている児童生徒への支援という、二つの観点から対策を講じているところでございます。</p> <p>まず、予防的な取り組みとしましては、各小中学校と土佐市教育研究所との連携の中で、日常的な情報交換を行い、月3日以上欠席のある児童生徒の早期把握、そして欠席傾向にございます児童生徒への支援策等についての協議を行うために、先程議員さんも申されましたような、定期的に不登校・いじめ連絡協議会といったものを開催し、未然防止に努めておるところでございます。</p> <p>しかしながら、近年、児童生徒の生活環境や家庭環境といったものが多様化してきている中で、情緒障害やLD・ADHDなど、いわゆる多動症と思われる特別な支援を必要とする児童生徒の数が年々増加傾向にある実態もございません。</p> <p>このことから、県教委からの加配教員とは別に、土佐市としまして、特別支援教育支援員を市内小中学校全校に延べ20名を配置する中で、学校生活に不適應を生じさせないよう、学校生活面や学習面での補助など、細かな対応を行っているところでございます。</p> <p>また、更に学習支援面におきましては、児童生徒の進路保障や、将来の社会的な自立のための、生きる力の向上に向けまして、新たに放課後学習支援員を各市内小中学校に配置いたしたく、本議会に予算計上もさせていただいております。</p> <p>次に、現に不登校となっている児童生徒への支援としまして、今年4月から、新たにSSW、スクールソーシャルワーカー、これ今議員さんもおっしゃいましたが、スクールソーシャルワーカーを、1名を土佐市教育研究所に配置しまして、児童生徒への個別の支援や保護者の児童生徒に対する対応方法への支援など、学校と家庭をつなぐパイプ役として活動をしていただいているところでもあります。ただ、先程議員さんもおっしゃいましたが、不登校生徒の多い高岡中学校につきまして、本議会でも週1日ではございますけれども、もう1名のSSWの配置をお願いいたしたく、予算計上もさせていただいておりますので、よろしくお願いを申し上げます。</p> <p>また、これらの支援策とともに、各学校現場におきましても、子供たちが安心して生活できる居場所のある学級づくりや家庭訪問によります保護者との連携</p>

	<p>など、組織的な取り組みをしていただいているところがございますので、ご理解を賜りたいと思います。</p> <p>なお、本年度平成27年度は、まだ始まって2カ月余りでございますが、昨年度の不登校児童生徒のうち、学校に復帰できた子供さんが10名、改善方向に向かっている子供が4名となっております、少しずつではありますが、改善傾向が見られてきておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。</p> <p>また、今後におきましても、不登校問題をはじめ、様々な教育課題の解消に向けまして、各学校や関係機関との連携、更には、幼児期の養護・教育にも視点をおきまして、保育園から小中学校の、保・小・中の連携を密にしながら、教育課題の解消に努めてまいりたいと考えておりますので、議員各位のご指導、ご協力をよろしく申し上げます。</p> <p>以上でございます。</p>
議長（中田勝利君）	野村昌枝さんの3回目の質問を許します。
5番議員（野村昌枝君）	<p>非常に分かりやすく、充実した内容でやってくださってます、ということがよく分かりました。今一番、私は学校で大変なのは、先程も言われましたように特別支援が入って、情緒障害とかLDとかそういうふうな方を抱えられてるので、そういう問題では、ま、土佐市は非常に、特別教育支援員を20名というたら県下的に誇れる数ではありますけれども、ま、そういう状況が増えつつあるってことは認識しないといけないと思います。非常に、あの、いじめであろうと不登校であろうと表現方法が違うだけで子供たちが自らの力で、もうほんとに解決しきれない、何かに苦しんでいるってということには、私は変わりないと思います。何かもがいてるような状況ではないかと思えます。そのことを私たちは常に認識して、早い時期に子供のSOSをキャッチして、取り組んでいくことが求められております。</p> <p>不登校の家族の方と、私は、よくおばあちゃんとお話をするんですけども、お話をする中で、私は非常に胸が痛くなります。もう、頭の中からそのことがずうっと離れない毎日であるだろうなあっていうふうにお話しする中で感じて、微力さを自分でも反省してるところですけども、一人ひとりにやっぱり寄り添った支援と予防策の、具現化と検証もお願いいたしまして、私の質問を全て終わります。</p> <p>ありがとうございました。</p>